

議案第16号

阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6年 2月 21日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町水道事業の設置等に関する条例(昭和42年阿見町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「43,400人」を「45,710人」に改め、同条第4項中「15,700立方メートル」を「17,270立方メートル」に改める。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給水人口は、<u>43,400人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>15,700立方メートル</u>とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係わる賠償額が100万円以上のものとする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給水人口は、<u>45,710人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>17,270立方メートル</u>とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係わる賠償額が100万円以上のものとする。</p>	

【条例改正の概要】

(1) 第3条関係

本町の行政人口の増加及び水道施設の整備進捗に伴い、条例で定める「給水人口」及び「1日最大給水量」の規定値を超過したことから、各種資料に基づき「給水人口」及び「1日最大給水量」の中期的計画値を算出し、規定値の改正を行うものであります。

(2) 第9条関係

改正地方自治法の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。なお、改正内容については、条ずれ以外に条例の内容に影響を与えるものではありません。